



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 区営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課） 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 4
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6

公安委員会事項

- 沖縄県暴力団排除条例施行規則 7

収用委員会事項

- 公示送達・2件 21
- 正 誤

- 平成20年6月24日付け公報定期第3666号中訂正 22

告 示

沖縄県告示第476号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成23年11月15日（火曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市下地支所
	平成23年11月16日（水曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市城辺支所
	平成23年11月17日（木曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市上野支所
	平成23年11月18日（金曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市伊良部支所

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成23年12月5日（月曜日）から平成24年2月29日（水曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所

沖縄県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、糸満市真栄平西土地改良区から糸満市真栄平西地区（区営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第478号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年9月30日から同年10月14日まで今帰仁漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 発起人の住所及び氏名 今帰仁村字古宇利1059番地 諸喜田徳男、今帰仁村字与那嶺293番地1 嘉数正尚

2 加入区 今帰仁加入区

3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 今帰仁漁業協同組合

沖縄県告示第479号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年9月30日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平田大一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成23年11月3日から同年12月28日まで

4 観覧料の額

企画展「宇宙～遙かなるロマンを求めて」

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円
	大学生及び高校生	500円
	中学生及び小学生	300円
		640円
		400円
		240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第480号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成23年9月30日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成24年1月25日から同年2月19日まで

4 観覧料の額

企画展「琉球と袋中上人展—エイサーの起源をたどる—」

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般 300円	240円
	大学生及び高校生 200円	160円
	中学生及び小学生 100円	80円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第481号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 390号

3 区間 石垣市字大川2番から同市字登野城530番3まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年11月14日まで縦覧に供する。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エデンプロジェクト
- 3 代表者の氏名 安室朝清
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市港川二丁目25番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、博愛・慈善の精神に基づきネパールの都市部に住む人々に対して現地N G Oと協働で都市環境問題解決を目指す。その達成のために、現地の社会的、経済的状況にふさわしい持続可能な廃棄物処理・リサイクル事業を行い、環境と人に優しく愛と希望にあふれた循環型社会の構築に寄与する。この事業を通してネパール社会における人権、貧困、教育等諸問題の解決に光を当てる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年8月22日
(2) 商号名 有限会社沖信塗装工業
(3) 代表者名 神谷千恵子
(4) 所在地 浦添市経塚一丁目5番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第8310号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年7月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年8月26日
(2) 商号名 川上塗装
(3) 代表者名 川上茂樹
(4) 所在地 島尻郡南風原町字兼城426番地の9
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第7721号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年9月2日
(2) 商号名 選電設
(3) 代表者名 島袋正男
(4) 所在地 沖縄市海邦二丁目2番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第8029号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年9月9日
(2) 商号名 ガーデン・なみき
(3) 代表者名 波平正隆
(4) 所在地 石垣市字新川2251番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-20）第10519号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成23年8月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年9月12日
(2) 商号名 有限会社丸良電建工業
(3) 代表者名 比嘉良勝
(4) 所在地 国頭郡本部町字浜元780番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第3490号、沖縄県知事 許可（般-22）第3490号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日
(2) 商号名 有限会社吉田開発
(3) 代表者名 吉田健英
(4) 所在地 那覇市東町7番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第556号、沖縄県知事 許可（般-23）第556号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日
(2) 商号名 A R C H I ・ D O 株式会社
(3) 代表者名 謝花一
(4) 所在地 浦添市城間三丁目14番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第11167号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日
(2) 商号名 株式会社浅川建築設計・構造事務所
(3) 代表者名 垣花隆夫
(4) 所在地 那覇市字銘苅180番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第11921号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日
(2) 商号名 南建化工株式会社
(3) 代表者名 石田昇
(4) 所在地 豊見城市字高安392番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11916号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日
(2) 商号名 有限会社かりゆし開発
(3) 代表者名 新里正人
(4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜1582番地の4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第8881号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

11(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日

(2) 商号名 有限会社名嘉山重建

(3) 代表者名 名嘉山勝

(4) 所在地 豊見城市字渡嘉敷26番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-20）第10197号

(6) 処分の内容 許可した業種のうちしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月1日付けで、建設業法第12条に基づきしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があった。

12(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日

(2) 商号名 株式会社日光建設

(3) 代表者名 大城文男

(4) 所在地 南城市玉城字船越980番地4

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第3768号、沖縄県知事 許可（般-22）第3768号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

13(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日

(2) 商号名 大和商事株式会社

(3) 代表者名 島袋清

(4) 所在地 うるま市字昆布1839番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第9873号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

14(1) 処分をした年月日 平成23年9月20日

(2) 商号名 有限会社平良工業

(3) 代表者名 平良秀夫

(4) 所在地 宮古島市平良字西里1034番地の10

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第6319号、沖縄県知事 許可（般-22）第6319号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成23年9月8日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八重瀬町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 こちんだプラザ地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年9月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月8日 沖縄県指令土第826号、平成22年12月8日 沖縄県

指令土第948号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波西原553番5及び553番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名90番地ディアフラツ渡橋名203号 渡具知哲、
豊見城市字渡橋名90番地ディアフラツ渡橋名203号 渡具知幸枝
- 5 檢査済証番号 平成23年9月16日 第2923号
- 6 工事完了年月日 平成23年8月8日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年9月30日

沖縄県公安委員会

沖縄県暴力団排除条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護措置）

第2条 条例第7条の公安委員会規則で定める保護措置は、警察官による保護態勢の整備、保護に必要な資機材の貸付けその他必要な措置とする。

- 2 前項の保護措置は、警察本部長が行う。

（報告徴収）

第3条 条例第18条の規定により説明又は資料の提出を求める場合は、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 公安委員会は、口頭による説明を求めることができると認めるときは、口頭により説明を求めることができる。この場合において、公安委員会は前項の説明・資料提出要求書の備考の欄に口頭により説明を求めることが並びに出頭すべき日時及び場所を記載するものとする。

- 3 前2項の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「説明者」という。）は、公安委員会に対し、説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、口頭による説明を求められた場合において、資料の提出を求められていないときは、この限りではない。

- 4 条例第18条の規定により説明又は資料の提出を求める場合は、前項の説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明の期日までに相当な期間を置くものとする。

（口頭による説明の聴取）

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求める場合は、警察本部長が指名する警察職員に当該説明を聴取させるものとする。

- 2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時又は場所の変更をしたときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求める者に通知する。第2項の規定による申出を受けた場合において、説明の日時又は場所の変更をしなかったときも、同様とする。

（代理人）

第5条 説明者は、代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人は、説明者のために、説明・資料提出書の提出又は口頭による説明に関する一切の行為をすることができる。

3 説明者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第5号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 説明者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第6号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（説明・資料提出書の不提出等）

第6条 公安委員会は、説明者又は代理人が正当な理由なく提出期限までに第3条第3項の説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合は、改めて説明・資料提出書の提出又は口頭による説明を求めることが要しい。

（勧告の方法）

第7条 条例第19条各項の公安委員会規則で定める勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公表の方法等）

第8条 条例第20条第1項の公安委員会規則で定める公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第20条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第9条 条例第20条第2項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、公表に係る者に対し、意見の聴取通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、口頭により意見の聴取を求めることが可能。この場合において、公安委員会は前項の意見の聴取通知書の備考の欄に口頭により意見の聴取を求めることが並びに出頭すべき日時及び場所を記載するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、公表に係る者に対し、申述書（様式第9号）の提出を求めるものとする。

4 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

5 条例第20条第2項の規定により意見を述べる機会を与える場合は、第3項の申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置くものとする。

6 公表に係る者は、代理人を選任することができる。

7 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項中「説明者」とあるのは「公表に係る者」と、「説明・資料提出書の提出又は口頭による説明」とあるのは「申述書の提出又は口頭による意見の聴取」と、同条第3項中「説明者」とあるのは「公表に係る者」と、「（様式第5号）」とあるのは「（様式第10号）」と、同条第4項中「説明者」とあるのは「公表に係る者」と、「（様式第6号）」とあるのは「（様式第11号）」と読み替えるものとする。

（口頭による意見の聴取）

第10条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指名する警察職員に意見を聴取させるものとする。

2 公表に係る者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第12号）により意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見の聴取の日時又は場所の変更をしたときは、速やかにその旨を意見の聴取日時等決定通知書（様式第13号）により公表に係る者に通知する。第2項の規定による申出を受けた場合において、意見の聴取の日時又は場所を変更しなかったときも、同様とする。

（申述書の不提出等）

第11条 公安委員会は、公表に係る者又は代理人が正当な理由がなく提出期限までに第9条第3項の申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めることが要しい。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

(表)

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県公安委員会 印

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第18条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を求める理由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備考	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4判)

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、沖縄県暴力団排除条例第19条第1項の規定により、公安委員会は、必要な勧告を行います。
- 2 1の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、沖縄県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。
- 3 説明・資料提出書には、説明・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を求められないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 4 公安委員会は、あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明を求められた場合は、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき。）は、改めて説明・資料提出書の提出又は口頭による説明を求めません。
- 5 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（様式第3号）により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明・資料提出書の提出又は口頭による説明に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（様式第5号）を公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

様式第2号（第3条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4判)

様式第3号（第4条関係）

説 明 日 時 等 変 更 申 出 書	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名 <input checked="" type="checkbox"/>	
沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第4条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。	
説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日
変更前	日 時 年 月 日 時 分
	場 所

変更申出事項 変更希望	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
変 更 申 出 の 理 由		

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

(A4判)

様式第4号（第4条関係）

説 明 日 時 等 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県公安委員会 印

沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第4条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 年 月 日 号
-------------------	-----------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更後	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所を 変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

(A4判)

様式第5号（第5条関係）

代理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名



私は、沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第5条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明・資料提出書の提出又は口頭による説明に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 と の 関 係	

(A4判)

様式第6号（第5条関係）

代理 人 資 格喪失届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私の代理人は、その資格を失ったので沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第5条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

(A4判)

様式第7号（第7条関係）

勧告書

第 年 月 日

殿

沖縄県公安委員会

印

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第19条（□第1項、□第2項）の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の原因となる事実	
勧 告 の 内 容	

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、沖縄県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注1 (□第1項、□第2項)について、該当する□の中にレ印を付ける。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4判)

様式第8号（第9条関係）

(表)

意 見 の 聽 取 通 知 書

第 年 月 日
号

殿

沖縄県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により通知します。

予 定 さ れ る

公表の内容	
公表の原因となる事実	
根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A4判)

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見の聴取通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 公安委員会は、あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき日時及び場所に出頭しないとき。）は、改めて申述書の提出又は口頭による意見の聴取を求めません。
- 4 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書（様式第10号）を沖縄県公安委員会に提出してください。
- 5 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、沖縄県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第12号）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第9号（第9条関係）

申 述 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名



沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第9条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他事案の内容についての意見	
備考	

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

(A4判)

様式第10号（第9条関係）

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名



私は、沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第9条第7項の規定により、次の者を代理人として選任し、申述書の提出又は口頭による意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
代理人との関係	

(A4判)

様式第11号（第9条関係）

代理入資格喪失届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住 所

氏 名



私の代理人は、その資格を失ったので沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第9条第7項の規定により届け出ます。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

(A4判)

様式第12号（第10条関係）

意見の聴取日時等変更申出書			
年 月 日			
沖縄県公安委員会 殿			
住 所			
氏 名 印			
沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第10条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。			
意見の聴取通知書の番号及び日付			
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
	場 所		

変更申出の理由

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

(A4判)

様式第13号（第10条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 年 月 日 号

殿

沖縄県公安委員会 印

沖縄県暴力団排除条例施行規則（平成23年沖縄県公安委員会規則第4号）第10条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取日時等変更申出書の番号及び日付	第 年 月 日 号
----------------------	-----------

 意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年	月	日	時	分
		場所					
	変更後	日時	年	月	日	時	分
	場所						

 意見の聴取の日時及び場所の不变更決定

意見の聴取の日時及び	
------------	--

場所を変更しない理由	
------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

(A4判)

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第28号

土地所有者 稲嶺彩子 住所及び居所不明（最後の住所 沖縄市山里二丁目5番7号）

土地所有者 エミイ・トシコ 住所及び居所不明（本籍地 東京都練馬区上石神井二丁目63番地8）

土地所有者 亡仁科雅詮相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

普天間飛行場に係る平成23年9月8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年10月21日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。

平成23年9月30日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第29号

土地所有者 佐藤朋子 住所及び居所不明（最後の住所 大阪府吹田市高野台一丁目5番B25-304号）

土地所有者 大山雅子 住所及び居所不明（最後の住所 神奈川県横浜市港北区日吉本町二丁目24番12-704号）

土地所有者 近藤アイ 住所及び居所不明（本籍地 愛媛県西条市中野甲481番地第2）

土地所有者 渡慶次恒吉 住所及び居所不明（本籍地 大阪府大阪市大正区小林西一丁目17番地）

土地所有者 池田恒子 住所及び居所不明（最後の住所 大阪府大阪市東淀川区十三西之町三丁目7番地）

土地所有者 池原悦子 住所及び居所不明（最後の住所 大阪府大阪市大正区泉尾七丁目13番4-801号）

土地所有者 菊田妙子 住所及び居所不明（最後の本籍地 東京都品川区東五反田三丁目191番地）

土地所有者 前野暁 住所及び居所不明（最後の住所 神奈川県横浜市港南区下永谷四丁目1番6-103号）

土地所有者 川本妙 住所及び居所不明（本籍地 東京都台東区雷門一丁目27番地2）

土地所有者 勝間英美 住所及び居所不明

土地所有者 亡和氣圭子相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

土地所有者 知念弘 住所及び居所不明（最後の住所 那覇市寄宮1丁目35番10号上間荘C-1）

土地所有者 門田尚子 住所及び居所不明（最後の住所 浦添市字伊祖901番地93）

土地所有者 クンスト暁子 住所及び居所不明（最後の住所 北谷町字宮城2番地の51 2F）

土地所有者 伊是名祥子 住所及び居所不明（最後の住所 宜野湾市真栄原一丁目20番36号）

土地所有者 稲嶺彩子 住所及び居所不明（最後の住所 沖縄市山里二丁目5番7号）

土地所有者 エミイ・トシコ 住所及び居所不明（本籍地 東京都練馬区上石神井二丁目63番地8）

土地所有者 仲間敏子 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）

土地所有者 仲間武 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）
 土地所有者 仲間光子 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）
 土地所有者 仲間久 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）
 土地所有者 仲間昇 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）
 土地所有者 仲間榮 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1210番地）
 土地所有者 仲間真光 住所及び居所不明（最後の住所 アルゼンチン国フロルンシヲバーレ市コーレボグデ205）
 土地所有者 島袋史子 住所及び居所不明（最後の住所 アルゼンチン国ブエノスアイレス州ラヌヌ郡レメディオスデエスカラダ町ベルトラン街310）
 土地所有者 島袋正 住所及び居所不明（本籍地 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1230番地）
 土地所有者 島袋博樹 住所及び居所不明（最後の住所 神奈川県藤沢市円行1872番地）
 土地所有者 池田恵 住所及び居所不明（本籍地 秋田県秋田市長野下堀反町22番地）
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地取用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当取用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

嘉手納飛行場に係る平成23年9月8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年10月21日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。

平成23年9月30日

沖縄県收用委員会

 正 誤

平成20年6月24日付け公報定期第3666号登載の「公有水面埋立ての免許（沖縄県告示第376号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から8	D. L+	D. L. +
3	下から7	D. L+	D. L. +

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--